

**\*相談・受付ができない場合**

○土地や建物、株式などの譲渡所得や山林所得がある方

○事業所得(営業等・農業)または不動産所得がある方で、青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方

○医療費控除を受けるための医療費明細書の記入が済んでいない方

○住宅借入金等特別控除を初めて申告する方

○過年分の確定申告

**■申告の際に持参するもの**

○申告書(住民税申告の方)

○マイナンバーカードまたは通知カード+本人確認書類(運転免許証など)

\*代理の方が申告する場合は、委任状および委任された方の本人確認書類

○給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書、公的年金等源泉徴収票など、収入の

明らかになる資料

○控除を受けるための証明書

・国民年金等控除証明書  
・生命保険料や地震保険料の控除証明書

・障害者控除を受ける方は、障害者手帳や愛の手帳など  
・医療費控除を受ける方は、「医療費の明細書」(医療を受けた人ごとに病院、薬局の領収書を集計したもの)  
・寄付金控除の証明書など

○その他  
・前年に所得税確定申告書などを提出されている方は、その控

・利用者識別番号を取得済みの方は、その通知

**【青梅税務署からお知らせ】**

**◆令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出・納税は、2月16日(木)から3月15日(水)までです。**

還付申告は、2月15日(水)以前でも提出できます

す。

令和4年分の贈与税の申告書の提出・納税は、2月1日(水)から3月15日(水)までです。

令和4年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出・納税は、1月4日(水)から3月31日(金)までです。

**◆さあ、自宅でe-Tax!**  
申告は確定申告書等作成コーナーから  
「自宅からe-Tax」  
5つのメリット

①税務署への書類が持参不要  
②印刷・郵送代が不要  
③添付書類が不要(一部の書類は除きます)  
④24時間いつでも利用可能(確定申告期間のみ)

⑤還付申告の場合は3週間程度で還付(書面提出は1か月半程度で還付)



**◆国税の納付はスマホでスマートに**

国税のスマホアプリ納付が利用できます。  
①6つのPay払い  
「PayPay」、「d払い」、「auPAY」、「LINE Pay」、「mpay」、「Amazon Pay」がご利用できます。

②ご利用について  
「国税のスマートフォン決済専用サイト」にアクセスし、Pay払いを選択し、画面の表示に従えば簡単に手続きができます。



**◆申告書作成会場の開設**

所得税などの申告書作成会場をつぎのとおり開設します。  
〔開設期間〕2月1日(水)～3月15日(水)(土曜日、日曜日および祝日を除く)  
\*2月19日(日)・2月26日(日)は、立川税務署において相談・受付を行います。

います。

〔会場〕青梅税務署  
〔受付時間〕午前8時30分～午後4時  
〔入場整理券の配付〕混雑回避のために「入場整理券」を配付します。入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。

\*入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。  
〔オンラインによる入場整理券事前発行〕スマートフォンをお持ちの方はLINEアプリで国税庁の公式アカウントを友だち追加してください。

つぎのQRコードから追加することで、入場整理券の事前発行を申し込めます。

追記してください。

追記してください。



《次ページへ続く》

住民課・税務署かあのお知らせ